

年末調整でお困りの時は「ふたば」に相談を

国税庁ホームページで人工知能(AI)を活用したチャットボット「税務職員ふたば」が、税務相談に自動でお答えします。

宇土税務署 ☎(22)0410



市税の納期限

集合税7期
固定税3期(法人・市外)
12月27日(日)
圃 債権管理課 ☎32-1497

R4年1月の
口座再振替日・特別徴収振替日は
1月13日(木)です

年末年始の休暇に伴い、税・料
金などの口座再振替日と特別徴収
振替日を変更します。
圃 各担当課 ☎32-1111(代表)

お知らせ

年末調整・確定申告に必要な
納付証明書などを交付

年末調整や確定申告で「社会保険料控除」を受けるのに必要なものです!



1 介護保険料・後期高齢者医療保険料納付証明書

申請場所 高齢介護課(介護保険料)、市民課(後期高齢者医療保険料)、各支所総合窓口課
持参物 来庁者の本人確認書類、本人の委任状(同一世帯員以外が申請する場合)

※特別徴収(年金天引き)のみの場合、日本年金機構などから源泉徴収票が送付されます。障害年金や遺族年金などは、納付証明書の添付が必要な場合があります。

2 障害者控除対象者認定書

対象 次の全てに該当する人
・市在住で65歳以上
・身体障害者手帳、療育手帳、戦傷病者手帳などの交付を受けていない

助成・補助

熊本地震で被災した住まいの
再建費用を助成します

対象 熊本地震で被災し、応急仮設住宅に入居した世帯、全壊や解体をした世帯など

- 各助成事業**
- ・自宅再建利子助成事業
 - ・リバースモーゲージ利子助成事業
 - ・転居費用助成事業
 - ・民間賃貸住宅入居支援事業
 - ・公営住宅入居助成事業

追加支援 宇城市中小企業等一時支援金 受給者に上乗せ支給します

対象 「宇城市中小企業等一時支援金」受給者
上乗せ給付額 一律10万円/事業主 ※1回限り
申請期限 12月27日(日)
申請方法 12月上旬に対象者へ郵送する申請書に必要事項を記入し、持参・郵送で提出

一時支援金申請の受付期間を延長します

対象 次のいずれかを受給する宇城市内に本店または事業所を置く中小企業者・個人事業主・小規模事業者

- ① 月次支援金
- ② 飲食店に対する時短要請協力金(対象月5~9月)
- ③ 事業継続・再開支援一時金(対象月5・6・8・9月)

申請期限 12月27日(日)
※申請書は市ホームページや窓口で取得できます。

圃 商工観光課 ☎32-1604



申請期限 再建先に入居して半年後または令和4年3月31日(日)のどちらか早い日

圃 社会福祉課 ☎(32)1387

はり、きゆう、あん摩マッサージ券を利用しませんか

対象・配布枚数

- ・国民健康保険加入者 年間15枚/世帯
 - ・後期高齢者医療保険加入者 年間10枚/人
- 割引額** 1000円/回
持参物 保険証

・介護認定時の身体の状態が「寝たきり」「認知症で介護を要する」など、障害者に準ずる基準のいずれかに該当する(介護保険の要支援や要介護認定を受けている場合)
※介護保険の認定を受けていない人は、職員の訪問調査などで判定します。認定には2週間ほどかかる場合もあります。早めの手続きをしてください。

申請場所 高齢介護課、各支所総合窓口課(申請書は窓口で配布。市ホームページからもダウンロード可)

後期高齢者医療保険制度の障害認定

65~74歳で一定の障がいがある人は、任意で加入できます。
対象 次のいずれかに該当する人
・身体障害者手帳1~3級
・身体障害者手帳4級で次の①~④のいずれかに該当

- 圃 ① 介護保険・② 高齢介護課 ☎(32)1406
③ 後期高齢者医療保険 市民課 ☎(32)1417



事業者向け

「豊野保育園」民営化 移管先を募集します

公募期限 令和4年1月28日(金)
対象 県内の社会福祉法人、宇城市内で新たに社会福祉法人を設立予定の人

圃 保育園課 ☎(32)1404

農業施設の油漏れ注意 使用設備の点検を

農業用施設の重油タンクや配管、防油堤に損傷・腐食がないかなど、定期的に点検しましょう。重油の流出事故が起きたら、農政課や近くの消防署にすぐに連絡してください。事故処理費は施設所有者負担です。
圃 農政課 ☎(32)1641



- ④のいずれかに該当
① 音声機能、言語機能またはそ
しゃく機能の著しい障害
② 両下肢のすべての指を欠く
③ 1下肢を下肢の2分の1以上で欠く
④ 1下肢の機能の著しい障害

・療育手帳A1・A2
・精神障害者保健福祉手帳1・2級
・障害年金1・2級受給者
持参物 障がいの程度を証明できるもの(各種手帳、年金証書など)、現在使用中の保険証、特定疾病療養受療証(該当者のみ)
圃 市民課 ☎(32)1417

マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになりました



対応医療機関・薬局の目印
ポスター▲とステッカー▶

便利になること

- 就職や転職、引っ越しをしても保険証としてずっと使える
- 確定申告の医療費控除が簡単
- 特定健診情報や今までの薬剤情報を医療機関と共有できる(本人の同意が必要)
- 限度額適用認定証がなくても限度額を超える支払いが免除に
- マイナポータルで自分の特定健診や薬剤などの情報を閲覧できる

マイナンバーカードを健康保険証として利用するには申し込みが必要です。

申込窓口 マイナポータル、セブン銀行ATM、市民課窓口



対応できる医療機関・薬局は一部です。厚生労働省のホームページから確認することができます。



圃 市民課 ☎32-1111(代表)